

東郷町立音貝小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月11日

はじめに

「いじめは、心豊かで安全安心な社会をつくるための学校生活を含めた社会全体の課題であり、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうる」という基本認識の下、本校児童全員が、楽しく豊かな小学校生活を送ることができる、いじめのない学校にするため、以下の方針を策定する。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の児童や当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童との何らかの人間関係がある状態を言う。また、「心理的又は物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団により無視をされる
- (3) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止のための基本姿勢

- ・ 朝会や学級指導を通して、学校・学級内にいじめを絶対に許さない・見過ごさない雰囲気をつくる。
- ・ 性的少数者(LGBT)へのいじめ防止や障害のある子どもが被害者、加害者となる場合のいじめに対しては、個人の特性を踏まえて適切に対応する。
- ・ 研修・指導を通して、児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・ 児童一人一人が集団の中で居場所があり、活躍の場がある教育活動を進める。
- ・ いじめ問題について保護者への情報発信・連絡を密にし、教育委員会や警察との連携を深める。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

(1) いじめの未然防止

ア 学校の取組

- ・ いじめが起きてから対応する（消極的生徒指導）のではなく、いじめが起きないようするために事前に何ができるかを考え、実践する（積極的生徒指導）ことに力を注ぐ。

- ・ 道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童が互いに認め合う人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上を目指す。
- ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるグループ活動や係活動を工夫し、コミュニケーション能力を身に付けさせる。
- ・ いじめのサインに気付けるように、児童とのコミュニケーションに努め、継続的に観察する。
- ・ 相談しやすい雰囲気や環境づくりを心掛ける。
- ・ いじめの定義を児童にきちんと理解させるとともに、いじめを見て見ないふりをすることもいじめにつながることを知るための授業を実施する。
- ・ 児童の個性、特性、生活環境等を理解し、一人一人に応じた指導を実施する。
- ・ 児童がお互いの長所や価値観の違いを認め合うことのできる活動を実施する。
- ・ 学級のルールを守ることや情報モラルなどの規範意識を高める。
- ・ 人の考えに左右されない正しい判断力を育成する。

イ 保護者への依頼事項

- ・ 自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- ・ 様々な機会を通して、善悪の判断を育成する。
- ・ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをする。
- ・ 日常的、積極的に子どもと会話をする等子どもに关心をもち、子どもの寂しさやストレスに気付く。
- ・ 子どもの頑張りを認めて褒め、いけないことははっきりと伝える。
- ・ 地域の体験活動への参加を促す。
- ・ 服装の汚れや乱れやけがへの关心をもつ。
- ・ 子どもの持ち物の紛失やいたずらの有無等への关心をもつ。

(2) いじめへの対応

ア いじめの早期発見

- ・ 集団から離れて一人でいる児童への声掛けや児童の様子をこまめに観察する。
- ・ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった場合、原因を追究する。
- ・ いじめに関するアンケートや個々の児童に対する教育相談を定期的に実施する。
- ・ いじめの有無について、定期的に保護者に確認する機会（個人懇談会等）を設け、共通理解を図る。
- ・ 教職員間の情報の共有化と早期の連絡・報告体制の構築を行う。

イ いじめられた側への対応

- ・ いじめられた側の心身の安全・安心の確保を最優先とする。
- ・ 全教職員が協力して、組織として解決に当たる。
- ・ 本人や保護者の苦しみを受け止めた上で、迅速に初期対応にあたる。
- ・ 安心できる学習場所を確保する。
- ・ 休み時間や登下校時に被害が継続しないようにするための取組を行う。
- ・ いじめの原因や背景の調査により根本的解決に努める。
- ・ 苦しい心情への共感と、いじめから組織として守る約束をする。
- ・ 児童や保護者から「いじめ」という申し出があったときは、「いじめ」と捉え、速やかに報告・連絡をし、対応を協議・検討する。

※ 以下の場合は「重大事態」と捉えて対応する。

- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・児童が相当の期間（授業日を連続しておおむね30日間）を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

ウ いじめた側への対応

- ・事実を確認し、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導を行う。
- ・相手の心の痛みに気付かせる指導を行う。
- ・いじめの原因や背景の調査を行い、いかなる理由があってもいじめは許されないものであることを理解させる。
- ・状況に応じて関係機関との連携（教育委員会・警察・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・カウンセラー・スクールロイヤー等）し、問題の解決を図る。

エ 事後の指導

- ・いじめられた側が安心して学校生活が送ることができることが確認されて初めて「解決」と捉える。その後、3か月間の経過観察を行う。

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) 本人や保護者等から「いじめ」との訴えがあった場合、速やかに速報をあげる。その後報告書を提出する。
- (2) 対応に際しては、教育委員会、SSWと連携を図る。
- (3) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの「重大事態」が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応などを相談する。
- (4) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。

また、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 再発防止に向けた取組

(1) 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を明確に伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を継続的に行う。

(2) 「いじめが解消された」と判断できる要件

「いじめ」への対応をした後、いじめられた当該児童が安心して学校生活が送ることが確認された後、加害行為が相当の期間（概ね3か月）なくなった上で、被害者本人が心身の苦痛を感じていないと認められた場合とする。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して、教育的配慮に留意しながら適切な懲戒（謝罪文の記述・別室指導・出席停止を含む）を加えることがある。